

公立大学法人滋賀県立大学全学共通教育推進機構規程

平成 21 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第127号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第4条の2第2項の規定に基づき、滋賀県立大学全学共通教育推進機構（以下「機構」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員等の責務)

第2条 本学の全ての教員は、全学共通教育に責任を負うとともに、学部および研究科は機構の運営に協力しなければならない。

(業務)

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学共通教育の推進に係る企画立案および実施の総括に関する事項
- (2) 全学共通教育に係る教育課程の編成および実施に関する事項
- (3) 全学共通教育に係る評価に関する事項
- (4) その他全学共通教育の推進に必要な事項

(副機構長)

第4条 機構に副機構長を置くことができる。

- 2 副機構長は、理事長が指名する者をもって充てる。
- 3 副機構長は、機構長の職務を補佐する。
- 4 副機構長の任期は、理事長が定める。

(機構長補佐)

第4条の2 機構に機構長補佐を置くことができる。

- 2 機構長補佐は、機構長が指名する者をもって充てる。
- 3 機構長補佐は、機構長の命を受け、特命事項を処理する。
- 4 機構長補佐の任期は、機構長が定める。

(部等の設置)

第5条 機構に、次の部を置く。

全学共通教育部

(全学共通教育部の業務)

第6条 全学共通教育部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学共通教育の企画立案ならびに実施方策の検討および具体化に関する事項
- (2) 全学共通教育の教育課程の編成および実施に関する事項
- (3) 全学共通教育の評価に関する事項
- (4) 全学共通教育の学部、研究科および科目領域間の調整に関する事項
- (5) その他全学共通教育の推進に必要な事項

(科目領域部会)

第7条 全学共通教育部に、全学共通教育の科目領域を所掌する次の部会を置く。

- (1) 外国語教育部会
- (2) 情報教育部会
- (3) 保健体育教育部会
- (4) 人間学部会
- (5) 教職課程部会
- (6) 学芸員課程部会
- (7) キャリア教育部会
- (8) 地域教育部会

2 部会は、全学共通教育の所掌する科目領域に係る前条の業務を行う。

3 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(部会長)

第8条 前条に規定する部会に部会長を置き、部会長は機構長が指名する。

2 部会長は、部会の業務を総括する。

3 部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(全学共通教育部員)

第9条 全学共通教育部に部員を置き、部員は本学の全ての教員（助手を除く。）をもって充てる。

2 全学共通教育部員は、第7条に規定する部会のいずれかに所属する。

3 全学共通教育部員は、全学共通教育の授業科目を担当する。

(運営会議)

第10条 全学共通教育部に、その業務を円滑かつ適切に推進するため、第7条に規定する部会を所掌する共通教育運営会議を置く。

2 前項の会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(副専攻)

第11条 副専攻の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 機構の事務は、事務局教務課において行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、機構に関して必要な事項は機構長が定める。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第9条関係）

付 則

この規程は、平成23年1月5日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による改正前の公立大学法人滋賀県立大学全学共通教育推進機構規程第11条に規定する部会および同第14条第2項規定する副専攻運営会議を平成27年3月31日まで置くこととし、その業務および運営に関しては、なお従前の例による。

3 第11条第3項の規定にかかわらず、第10条第1項第8号に規定する地域教育部会設置後の最初の委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。